

平成18・09・04産保四第25号

平成 1 8 年 9 月 7 日

ツバメ産業株式会社

代表取締役 吉貝 吾一 殿

中国四国産業保安監督部長

佐々木 文昭

改 善 指 示 書

平成18年8月25日に貴社（徳島営業所：徳島県板野郡松茂町笹木野字八北開拓335番地）に対し、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号。以下「法」という）第83条第1項及び第2項に基づき立入検査を実施した結果、下記の事項について改善が必要と認められます。

つきましては、速やかに改善のための措置を講じるとともに平成18年10月10日までに改善報告書を提出してください。

記

（改善指示事項）

1．容器交換時等供給設備点検、緊急時対応及び緊急時連絡の各保安業務を実施し、かつ、その実施記録について、帳簿に記載し、保存すること。

（法第34条第1項 規則第36条第1項第1号 表イ(1)、

法第27条第1項、

法第81条第1項 規則第131条第2項 表 上欄二、六、七 違反）

注：上記の「規則」とは、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則のことをいう。以下同じ。

2．現在選任されている業務主任者について、法第19条第3項に定める講習を早急に受講させること。

（法第19条第3項 規則第23条第3項 違反）

3．容器貯蔵施設について、以下のとおり改善すること。

(1) 「充てん容器」と「残ガス容器」の区分について、現状の使用状況を考慮して、配分をすること。

(2) 室内の不用物（車のバンパー等）を撤去すること。

(3) 室内の温度管理のため温度計を設置すること。

（法第16条第2項 規則第16条第5号、第6号、第8号 違反）

4．質量販売を行っている消費者について、法第14条第1項に定める書面を交付すること。

（法第14条第1項 違反）

5．保安業務規程（本社が作成したものの写し、又は同様のもの）を当該営業所において保有すること。

（該当条項なし）

（保安課主管）